

ハーベスピア訪問介護 (総合事業訪問型サービス) 重要事項説明パンフレット

令和 年 月 日現在

このパンフレットは、当事業所と利用者間に於ける訪問介護または総合事業（訪問型サービス、以下訪問介護等という。）の契約にあたって、お客様やご家族の方に知って頂きたい事項を記載したものであり、契約書の内容を理解して頂けるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	指定訪問介護事業所 ハーベスピア
所在地	神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432-1
指定事業所番号	2855280026
開設年月日	平成13年5月1日 総合事業訪問型サービス平成27年4月1日
連絡先	TEL 078-976-2626 FAX 078-976-5818
緊急時の連絡先	TEL 078-976-2626（24時間対応）
管理者連絡先 (氏名 有本雅子)	TEL 078-976-2626 FAX 078-976-5818
営業日・営業時間	平日 午前9時00分～午後5時00分 土曜日 午前9時00分～午後5時00分 年末年始（12月30日～1月3日）を除く
通常サービス提供実施 地域 (交通費無料エリア)	神戸市西区・垂水区・明石市
ホームページアドレス	http://ha-besupia.com/
E-mail	ha-besupia@crux.ocn.ne.jp
事業の目的・運営方針	要支援、要介護状態にある高齢者に対し、在宅生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要なサービスを提供する事を目的とします。

◎ 当事業所の従業者体制

職	職務の内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行う。	1名 (兼務可能)
サービス提供責任者	介護福祉士の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う。	1名以上 (利用者40名以上につき1名)
訪問介護員	介護福祉士・実務研修修了者・初任者研修修了者・ヘルパー1級・ヘルパー2級の資格を持つ者が訪問介護計画に基づき、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。	2.5名以上 (常勤換算)

- 訪問介護員は、介護福祉士または、実務者研修、訪問介護員2級課程を修了した者です。
- 訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。
- 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。(但し、別紙に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。)

◎ **こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。**

ハーベスピアの訪問介護（ホームヘルプサービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

まず、「身体介護」「生活援助」とは、それぞれ次のようなサービスです。



ホームヘルパーが

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後片付け
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。



掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスのことです。

・ 次のサービスは（原則として）介護保険では適用されません。

- (1) 掃除・ゴミ出し…（対象となるもの）日常生活を営むために最低限必要な範囲の掃除等に限られます。
（対象とならない場合）…日常生活に必要な範囲を超えたもの。例えば大掃除に該当する行為、主として本人以外の居室の掃除、家具、電化製品等の移動、模様替え、修繕等、本人以外の調理、買い物等、庭木の手入れ、動物の世話、掃除など。
- (2) 買い物…（対象となるもの）日常生活を営むために最低必要限必要な品物の購入でかつ、日常生活の行われる地域内の近隣の店舗等で購入できるものに限られます。
（対象とならない場合）…デパートでの嗜好品の購入、生業にかかる品物の購入、単なる嗜好にかかる品物の購入、近隣で済ますことができるにもかかわらず遠くの店まで出かけることなどは、対象外となります。
- (3) 余暇・趣味活動…単なる散歩、一緒に趣味をすることは対象となりません。
- (4) 来客の接待、引っ越しの荷造り…対象となりません。
- (5) 単なる話し相手…実際にサービス提供していない時間は対象外となります。
- (6) 医療行為…医療行為に関するケアは医師法等に抵触する可能性があり、原則介護保険の対象となりません。
- (7) 銀行等での振り込み手続き、付き添い、代行…日常生活において最低限必要な行為にかかる振り込み等については対象となります。
趣味嗜好で購入したものについて銀行等での振り込み等は対象となりません。
- (8) 理美容院の付き添い、…介護保険対象外になります。
- (9) 墓参りの付き添い…宗教的な行為は対象外となります。

サービスの利用料は、国が定めた公定価格（介護報酬）の1割負担となっています。
※但し、介護保険負担割合証の判定が2割、3割の方は2割、3割負担となります。
利用料の種類には、次の2種類があります。

①身体介護が中心である場合（身体介護中心型）

②生活援助が中心である場合（生活援助中心型）

お客様は、①身体介護、②生活援助、のうち、利用される個別のサービスの内容により、「身体介護」、「生活援助」のいずれかの利用料をお支払いいただきます。

身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための援助を行います。

→起床介助、就寝介助、排泄介助、食事介助、更衣介助、身体整容、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、外出介助等。

生活援助

家事を行うことが困難な利用者に対して家事の援助を行います。

→調理、洗濯、掃除、買い物代行、薬の受け取り等。

○「身体介護が中心である場合」の料金になる場合は？

- ・ ほぼ身体介護中心で行う場合
- ・ 主として身体介護の「身の回り介護」や「生活介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合（別表の各サービスの組合わせ事例を参照）

○「生活援助が中心である場合」の料金になる場合は？

- ・ ほぼ生活援助中心で行う場合
- ・ 生活援助にともない、若干の身体介護の「動作介護」を行う場合

訪問介護利用料金【要介護度 1～5】

◎ 具体的な利用料は、次の通りです。

■介護報酬告示額 <令和6年6月～>

(1) 基本料金

特定事業所加算Ⅱを乗じた単位数	単位数	利用金額	負担金額	負担金額	負担金額
訪問介護・身体介護の場合			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	179単位	2,415円	242円	488円	732円
20分以上30分未満	268単位	3,616円	362円	724円	1,086円
30分以上60分未満	426単位	5,749円	575円	1,150円	1,725円
60分以上90分未満	624単位	8,421円	842円	1,684円	2,526円
訪問介護・生活援助の場合			(1割)	(2割)	(3割)
20分以上45分未満	197単位	2,658円	266円	532円	812円
45分以上60分未満	242単位	3,265円	327円	654円	981円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合					
25分毎(70分以上を限度)	71単位	958円	96円	192円	287円

(2) 加算料金等

夜間加算(午後6時から午後10時まで) 又は早朝(午前6時～8時まで)	単位数×25%
深夜加算(22時～翌朝6時)	単位数×50%

初回加算 (初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合)	200単位/月		
	1割負担金額 270円	2割負担 540円	3割負担 810円
緊急時訪問加算 (利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合)	100単位/回		
	1割負担金額 135円	2割負担金額 270円	3割負担金額 405円

*介護報酬告示額に、介護職員等処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×24.5%)地域区分毎の加算(1単位=10.84円)をかけて計算した金額です。

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

*やむを得ない事情により2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合には、ご利用者様の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

■第1号訪問事業の利用料金(事業対象者・要支援1.2)

(3) 基本料金

	単位数	利用金額	負担金額	負担金額	負担金額
予防訪問サービス			(1割)	(2割)	(3割)
週1回(訪問型独自サービス11)	(1,176単位 /1月)	15,871円	1,587円	3,174円	4,761円
週2回(訪問型独自サービス12)	(2,349単位 /1月)	31,701円	3,171円	6,342円	9,513円
週3回(訪問型独自サービス13)	(3,527単位 /1月)	50,298円	5,030円	10,060円	15,090円
(訪問型独自サービス21)	(268単位 /1回)	3,476円	348円	696円	1,044円
(訪問型独自サービス22)	(272単位 /1回)	3,528円	353円	706円	1,059円
(訪問型独自サービス23)	(287単位 /1回)	3,723円	373円	746円	1,119円

初回加算 (初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合)	200単位/月		
	1割負担金額 270円	2割負担 540円	3割負担 810円
緊急時訪問加算 (利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にな い身体介護を行った場合)	100単位/回		
	1割負担金額 135円	2割負担金額 270円	3割負担金額 405円

*介護報酬告示額に、介護職員等処遇改善加算I(所定単位数×24.5%)地域区分毎の加算(1単位=10.84円)をかけて計算した金額です。

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

☆ サービス利用のキャンセル料

正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、次のとおりキャンセル料を頂きます。

- (1) 前日の17時までに連絡した場合・・・無料
- (2) それ以降に連絡、又は当日に現場での中止の場合・・・キャンセル料1,600円

◎ 交通費

- 通常のサービス提供実施地域（※） → 無料
それ以外の地域 → お客様の実費負担となります。

なお、それ以外の地域に該当し、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとなります。

- (1) 介護老人保健施設ハーベスピアから片道概ね10Km未満 300円
- (2) 介護老人保健施設ハーベスピアから片道概ね10Km以上 500円
(この場合の交通費も実費の範囲内で設定します)

(※) 通常のサービス提供地域については、1ページに記載しています。

- 買い物時や薬の受けとり時の交通費 → お客様の実費負担となります。
○通院介助時の交通費 → お客様の実費負担となります。

◎ 水道代・ガス代

お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ 電話代

お客様のご自宅で、サービス実施のために止むを得ず電話を使用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ コピー代

サービス提供記録（※）等をコピーした場合、お客様の実費負担となります。
(1枚あたり10円)

(※) 事業者は、訪問介護の提供に関する記録を作成し、お客様の要介護認定のサービスが完結してから5年間保管しています。

◎ 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料（サービス費用の全額）を負担して頂きます。

また、認定結果による利用限度額が既に利用されたサービスの額を超えた場合には、その超過分を全額ご負担して頂くことになります。

◎ 支払方法

- サービスを利用した場合、翌月 10 日までに前月分の利用料の請求を致します（「請求書」をお渡しします）。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認下さい。
- 支払方法は銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの 3 通りの中からお選び下さい。
- 振替日・引き落とし日は、翌月の 27 日です。現金集金の場合は、翌月の 15 日までに、担当のホームヘルパーにお支払い下さい。
- お支払い頂きましたら、領収証を発行しますので、大切に保管して下さい。

◎ 緊急時の対応方法

お客様の病状の急変やその他必要な場合には、主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

- 当事業所は、お客様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱い致しません。
- お客様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償を致します。

加入保険名	居宅サービス事業者賠償事故補償制度
保険の内容	身体・財物賠償、管理財物賠償、人格権侵害賠償、訴訟対応、初期費用見舞金、見舞品
賠償できる事項	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行上の事故・施設の所有、使用、管理に起因する事故・業務の結果に起因する事故・人格権の侵害・管理している利用者の財物に対する事故（紛失を除く）・預かった現金に対する事故（盗難など）
当事業所の連絡担当者	（連絡先） 078-976-2626

◎ プライバシーについて

○当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。
契約終了後も同様です。

○サービス担当者会議などでお客様やそのご家族の情報を利用するには、お客様の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「訪問介護利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印頂くこととなります。

◎ ケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

○当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供致します。

○また、お客様がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し調整致します。

◎ 防止・対策・研修への取り組み

(虐待防止)

- ・事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のため指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともにその従業員に対し、虐待防止を啓発及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ・事業所はご利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- ・当該事業所従業員または養護者（現に擁護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(身体拘束の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

- ① 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症対策の強化)

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ・訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延等防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。

(ハラスメント)

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及びされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(上記は当該法人職員、取引先の事業者の方、利用者及びその家族等が対象)

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(業務継続へ向けた取り組みについて)

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(社会情勢及び天災)

- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合には、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合それによる損害賠償責任を事業者は追わないものとします。

◎ こんな場合はこちらまで

①担当者と連絡を取りたい場合

078-976-2626

②予約していたサービスの利用を中止したい場合

078-976-2626

③深夜などに緊急を要する場合

<緊急連絡先> 078-976-2626

④サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当社の苦情相談窓口)

<p>介護老人保健施設 ハーベスピア</p>	<p>(連絡先) 078-976-2626 受付時間 (月～金) 午前9時～午後5時 担当：サービス提供責任者 武藤・松林</p>
----------------------------	---

(介護保険サービスに関すること)

<p>神戸市福祉局監査指導部</p>	<p>連絡先 (078) 322-6326 受付時間 (平日) 8:45～12:00 13:00～17:30</p>
--------------------	--

<p>養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)</p>	<p>連絡先 (078) 322-6774 受付時間 (平日) 8:45～12:00 13:00～17:30</p>
--	--

(介護保険サービスに関すること)

<p>兵庫県国民健康保険団体連 合会</p>	<p>連絡先 (078) 332-5617 受付時間 (平日) 8:45～17:15</p>
----------------------------	---

(サービスの質や契約に関すること)

<p>神戸市消費生活センター</p>	<p>連絡先 (078) 371-1221 受付時間 (平日) 9:00～17:00</p>
--------------------	---

◎ 契約の終了

お客様が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）または要支援と認定された場合には、契約は自動的に終了します。

◎ 契約の解約について

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当事業所が事業を休廃止する場合や、止むを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合には、通知のうえ契約を解約する場合があります。（その際は、当該期日の1か月前までに文書でお知らせ致します。）

◎ 第三者評価実施状況について

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	医療法人社団 仁有会
法人種別	医療法人
法人所在地	神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432-1
設立年月	平成1年12月22日
代表者氏名	理事長 有本 雅子
電話番号・FAX	TEL 078-976-2626 FAX 078-976-5818
訪問介護以外に行っているサービス	介護予防・日常生活支援総合事業、介護老人保健施設（入所療養介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）、訪問看護、介護予防訪問看護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、居宅介護支援事業、介護予防居宅介護支援事業、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）